

鳥取県新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応補助金

Q & A

※赤字は令和2年4月24日付け制度改正を、青字は令和2年6月24日付け制度改正を反映した箇所です

内 容	ページ
補助金の概要	
Q. どのような補助金ですか	3
対象となる小学校等	
Q. 対象となる「小学校等」には何が含まれますか。	3
Q. 民間のベビーシッターは対象になりますか。	3
要請に基づく臨時休業以外の場合	
Q. 臨時休業の要請対象となっていない幼稚園等が、自主的に休業した場合、そこに通う子の保護者は対象になりますか。	3
Q. 小学校等は休業しているが、小学校等側が子どもを預かるために小学校等を開放している場合も対象になりますか。	3
Q. 自治体や保育施設等から、可能な範囲で利用を控えてほしいという依頼があり、休業した場合は対象になりますか。	4
Q. 小学校や保育所等は休業しておらず、利用を控えるようお願いされていることもないが、保護者が自主的に登校等を自粛した場合は対象となりますか。	4
Q. 普段、放課後児童クラブを利用しており、小学校等は休業していないが、放課後児童クラブは休業している場合は対象になりますか。	4
Q. 春休み期間中は放課後児童クラブに子どもを預ける予定でしたが、放課後児童クラブが休業している場合は、春休み期間中でも対象になりますか。	4
Q. 小学校等が休業しているが、放課後児童クラブはあいている場合、保護者が自主的に子どもが通うのをやめさせて休業した場合でも対象になりますか。	4
風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある子ども	
Q. 「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれ等がある子ども」とはどのような者が該当しますか。	4
Q. 小学校等は臨時休業等していませんが、子どもが発熱等の風邪症状があったため、欠席した子どもの世話をするために、仕事ができなかった場合は、対象になりますか。	4

対象となる就業できなかった日	
Q. 2月27日～6月30日までの期間であれば、補助対象となる日数に制限はありませんか。	5
Q. 春休み、土日・祝日に就業できなかった日は対象になりますか。	5
Q. 一部（時間）でも就業した日は対象になりますか。	5
対象となる保護者	
Q. 対象となる保護者には誰が含まれますか。	5
Q. 両親など複数の保護者が同時に休む場合、全ての保護者が対象になりますか。（子どもの人数当たり何人という限定はありますか。）	5
対象となる個人事業主	
Q. 対象となる個人事業主に条件はありますか。	5
Q. 祖父母が仕事を休んで孫の世話をする場合も対象になりますか。	6
Q. 個人事業の専従者も対象になりますか。	6
Q. 個人事業主のみ休業し、従業員は事業を継続している場合は対象になりますか。	6
申請手続等	
Q. 申請期間はいつからいつまでですか。	6
Q. 事業説明書の「小学校等臨時休業日」には、土曜日、日曜日や春休み期間も「○」を記入してもよいですか。	7
Q. 申請に必要な書類は。	6
Q. 新型コロナウイルスに感染した又は感染したおそれのある子どもの世話をした場合は、どのような書類が必要ですか。	7
Q. 令和元年確定申告がまだですが、申請はできますか。	7
Q. 申請先はどこですか	7
Q. 郵送の場合は、郵便料は自己負担ですか。着払いにできますか。	8

【補助金の概要】

Q どのような補助金ですか

<4月24日付制度改正>

令和2年2月27日から6月30日までの間で、

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ・新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子ども

の世話を保護者として行ったため、個人事業に就業できなかった方を支援するものです。

補助金額：個人事業を休んだ日数×4,100円/申請者1人 [\(R2.2.27～R2.3.31の休業\)](#)

[個人事業を休んだ日数×7,500円/申請者1人 \(R2.4.1～R2.6.30の休業\)](#)

【対象となる小学校等】

Q 対象となる「小学校等」には何が含まれますか。

- ・小学校、義務教育学校（前期課程のみ）、特別支援学校（全ての部）
- ・各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くもののみ）
- ・フリースクール（小学校相当）

※ただし、障がいのある子どもについては、中学校、義務教育学校（後期課程のみ）、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校（高等課程のみ）、各種学校（中学校又は高等学校の課程に類する課程を置くもののみ）及びフリースクール（高等学校相当まで）を含む。

- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、延長保育事業、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

が対象となります。

Q 民間のベビーシッターは対象になりますか。

認可外保育施設として届出（児童福祉法第59条の2第1項）を行った事業者であれば対象になります。

【要請に基づく臨時休業以外の場合】

Q 臨時休業の要請対象となっていない幼稚園等が、自主的に休業した場合、そこに通う子の保護者は対象になりますか。

対象になります。

Q 小学校等は休業しているが、小学校等側が子どもを預かるために小学校等を開放している場合も対象になりますか。

対象になります。

Q 自治体や保育施設等から、可能な範囲で利用を控えてほしいという依頼があり、休業した場合は対象になりますか。

対象になります。

Q 小学校や保育所等は休業しておらず、利用を控えるようお願いされていることもないが、保護者が自主的に登校等を自粛した場合は対象となりますか。

対象になりません。

ただし、特定の子どもについて、学校長が、新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は、対象になります。

Q 普段、放課後児童クラブを利用しており、小学校等は休業していないが、放課後児童クラブは休業している場合は対象になりますか。

対象になります。

Q 春休み期間中は放課後児童クラブに子どもを預ける予定でしたが、放課後児童クラブが休業している場合は、春休み期間中でも対象になりますか。

放課後児童クラブが本来利用可能であった日は対象になります。

Q 小学校等が休業しているが、放課後児童クラブは開いている場合、保護者が自主的に子どもが通うのをやめさせて休業した場合でも対象になりますか。

対象になります。

【風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある子ども】

Q 「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれ等がある子ども」とはどのような者が該当しますか。

- ・発熱等の風邪症状が見られる子ども
- ・新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者である子ども
- ・医療的ケアが日常的に必要な子ども
- ・新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもをいいます。

Q 小学校等は臨時休業等していませんが、子どもが発熱等の風邪症状があったため、欠席した子どもの世話をするために、仕事ができなかった場合は、対象になりますか。

新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもについて、小学校等から欠席することが認められた場合は、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていなかった日（春休みなど）であっても、子どもの世話をを行うために仕事ができなかった日は、小学校等の臨時休業期間に関わらず、対象になります。

【対象となる就業できなかった日】

Q 令和2年2月27日～6月30日までの期間であれば、補助対象となる日数に制限はありませんか。

要件に該当する就業できなかった日であれば、補助対象となる日数に制限はありません。

Q 春休み、土日・祝日に就業できなかった日は対象になりますか。

◆臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話のため就業できなかった場合

学校：学校の元々の休日以外の日が対象（春休みや日曜日など元々休みの日は対象外）

その他（放課後児童クラブ等）：本来施設が利用可能な日が対象

◆新型コロナウイルスに感染した又は感染したおそれがある子どもに係る場合

春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日から6月30日までの間は対象になります。

Q 一部（時間）でも就業した日は対象になりますか。

対象になりません。

【対象となる保護者】

Q 対象となる保護者には誰が含まれますか。

親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象になります。

そのほか、子どもの世話を一時的に補助する親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）も対象になります。

Q 両親など複数の保護者が同時に休む場合、全ての保護者が対象になりますか。（子どもの人数当たり何人という限定はありますか。）

保護者として子どもの世話をする必要がある場合には、子どもの人数にかかわらず、複数の保護者がそれぞれ個人事業主であれば、同時に休む場合も対象になります。

なお、1人の申請者につき子どもは1人となります（対象となる子どもが複数いる場合は、子ども1人の名前を書いてください）。（←制度は変更していませんが、問合せが多いため追記しています。）

【対象となる個人事業主】

Q 対象となる個人事業主に条件はありますか。

以下を全て満たす個人事業主が対象となります。

・国の「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」の支給対象者でないこと。

・令和元年分確定申告を青色申告又は白色申告で行っていること。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する業務の事業でないこと。

・雇用保険被保険者でないこと。

・国家公務員又は地方公務員でないこと。

Q 国支援金と両方を受け取ることができますか。

国が実施している「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」の対象となる方は、県補助金の対象外です。

<国支援金の主な要件>

- 保護者であること
- 「新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども」「新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学等に通う子ども」の世話をを行うこと
- 小学校等の臨時休業等の前に、業務委託契約等を締結していること
- 小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約書等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

※詳細は厚生労働省コールセンター、ホームページでご確認ください。

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター：0120-60-3999

ホームページ ⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

Q 祖父母が仕事を休んで孫の世話をする場合も対象になりますか。

祖父母が個人事業主であれば、対象になります。

Q 個人事業の専従者も対象になりますか。

個人事業主のもとで働く専従者（同居の親族等）は、対象にはなりません。

Q 個人事業主のみ休業し、従業員は事業を継続している場合は対象になりますか。

対象になります。

【申請手続等】

Q 申請期間はいつからいつまでですか。

令和3月24日から9月30日までの間です。

Q 事業説明書の「小学校等臨時休業日」には、土曜日、日曜日や春休み期間も「○」を記入してもよいですか。

小学校等が元々開校・開業する予定でなかった日には「○」を付けてください。

ただし、新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をした日には、春休み等でも○を付けてください。

Q 申請に必要な書類は。

- 交付申請書
- 事業説明書（様式第1号、第1-1号）
- 申立書（子どもとの同居を伴わない親族等がする場合）

<添付書類>

- 保護者であることを証明する書類

①住民票の写し1通

- ・発行日から3ヶ月以内のもの。
- ・子どもが同居する世帯全員が記載されているもの。
- ・世帯主・続柄、本籍・筆頭者、マイナンバーは記載不要。

【子どもとの同居を伴わない親族等が申請する場合は、①に加え以下の書類】

②様式2号「鳥取県新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応補助金保護者（別居）申立書」

③戸籍謄本等の子どもとの続柄がわかる公的機関が発行した書類（申請者の住所が分かるものに限る）の写し1通

- 臨時休業措置の講じられた日等を証明する書類

④臨時休業が講じられた日又は機関が分かる小学校等から保護者に通知された小学校だより、小学校等のホームページや電子メール等（小学校等の名称、通知日、臨時休業の講じられた日又は期間が分かるものに限る。）の写し1通

【コロナウイルス感染症に感染又は感染したおそれのある子どもの世話をした場合は、④に加え以下の書類】

⑤小学校等からの登校自粛要請等の小学校等が登校しないことを認めたことが分かる書類（発行日、小学校等の名称が分かるものに限る。）の写し1通

- 個人事業を証明する書類

⑥令和元年確定申告書の控えの写し1通（第一表、第二表、青色決算報告書又は収支内訳書）・・・個人番号は不要

詳細は県ホームページでご確認ください。（申請様式のダウンロードも可能です。）

ホームページ ⇒ <https://www.pref.tottori.lg.jp/290506.htm>



Q 新型コロナウイルスに感染した又は感染したおそれのある子どもの世話をした場合は、どのような書類が必要ですか。

小学校等が登校をしないことを認めたことが分かる書類（発行日、学校名がわかるもの）が必要です。例えば、小学校から登校しないことの承諾を受けていること分かる連絡帳等も該当します。

日曜日、春休み期間中などで上記の書類を用意できない場合は、医療機関や薬局の領収書等の写しや子どもの発熱等の症状を記した申立書（様式は任意、押印のあるもの）を添付してください。

Q 令和元年確定申告がまだですが、申請はできますか。

確定申告後に申請してください。

Q 申請先はどこですか。

鳥取県商工労働部雇用人材局とっとり働き方改革支援センター

(〒680-8570 鳥取市東町 1 - 220 フリーダイヤル : 0120-833-877 電話 : 0857-26-7662)

または

鳥取商工会議所 (〒680-8566 鳥取県鳥取市本町 3-201 電話 : 0857-26-6666)

倉吉商工会議所 (〒682-0887 鳥取県倉吉市明治町 1037-11 電話 : 0858-22-2191)

米子商工会議所 (〒683-0823 鳥取県米子市加茂町 2-204 電話 : 0859-22-5131)

※郵送の場合は、とっとり働き方改革支援センター宛へお願いします。

Q 郵送の場合は、郵便料は自己負担ですか。着払いにできますか。

申請書類を郵送いただく場合の郵便料金は、申請者の方でご負担をお願いします。